

風力・太陽光発電施設に係る届出事務取扱

～ふるさと島根の景観づくり条例～

1. 目的

ふるさと島根の景観づくり条例（以下「条例」という。）では、行為に着手する30日前までの届出を義務づけているが、実施計画策定後においては、計画の変更が困難である場合があることから、特に景観に大きな影響を及ぼす可能性のある、風力・太陽光発電施設の建設について、良好な県土の景観形成を目的とした、条例に基づく届出に係る審査の実効性の確保を図るため、事前協議の内容やスケジュールを明確にし、円滑な景観行政の推進を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この取り扱いは、条例施行規則で定める規模を超える、風力発電施設並びに太陽光発電施設の建設に適用する。

風力発電施設とは、風力発電用風車、変圧器、蓄電設備、送電線、建設のために新設される道路等の付帯設備から構成されるものをいう。

太陽光発電施設とは、太陽光発電パネル及びその支柱や基礎（変圧器以下、風力発電施設と同じ。）をいう。

建設とは、新設、増設、移転、又は外観の変更をいう。

3. 事前協議

事業者は、企画・基本構想時点など出来るだけ早期に、県に対してその計画について相談のうえ、事前協議を行うこと。

4. 景観調査の方法

(1) 建設予定場所の調査

- ・建設予定場所の歴史、文化、伝統、現在の利用状況などについて、参考文献や地域住民などからの聞き取りにより調査し、その特性について調査書を示すこと。

(2) 可視領域図の作成

- ・位置図(2万5千分の1～5万分の1)に可視領域を示すこと。
- ・高さ(H)、又は、幅(W)の最大幅(W)の60倍を影響範囲とすること。
- ・景観調査地点(景観資源、展望地等)を明示すること。

(3) 景観調査地点の選定方法

- ・大規模行為景観形成基準ガイドプランや参考文献その他の資料により、展望地並びに景観資源を抽出し、地元市町村及び県と協議し決定すること。
- ・建設予定場所が海上の場合は、特に夕日に対する展望地を抽出すること。
- ・展望地や景観資源の利用状況や特性を調査すること。

(4) 景観調査地点からの眺望

- ・現況写真(水平画角60°で撮影)
- ・コンピュータグラフィックス(3D)(完成予想施設を組み入れたもの)
- ・合成写真(完成予想施設を組み入れたもの)

(5) 完成予想図の作成方法

- ・完成予想図に使用する現況写真の撮影は、景観調査を行う地点の特性を考慮し、撮影の時期・時間・天候を選定し、県と協議し決定すること。
- ・完成予想図は、既存の景観に完成予想施設を組み入れた合成写真を作成すること。

5. 必要書類

(1)事業概要書

(2)建設予定地周辺及び建設地の地域特性、利用状況等

(3)位置図 (1/25000～1/50000 程度)

(4)見取図 (1/2500 程度)

(5)配置図 (1/1000 程度)

(6)平面図 (1/1000 程度)

(7)立面図 (1/100 程度)

(8)可視領域図

(9)展望地、景観資源等の視点場からの調査結果

(10)完成予想図

(11)その他

